

(別記様式第 1 号)

(様式 3)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	中種子町

## 中種子町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 中種子町農林水産課  
所在地 鹿児島県熊毛郡中種子町野間 5186 番地  
電話番号 0997-27-1111  
F A X 番号 0997-27-3634  
メールアドレス naka-nourin@town.nakatane.kagoshima.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ・カラス・スズメ・ハト・キジ・カモ ・ヒヨドリ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	中種子町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和5年度)

(単位: 千円/ha)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害金額 (千円)	被害面積 (ha)
シカ	稲	298	0.3
	いも類	1,556	1.3
	工芸作物(さとうきび)	320	0.21
	小計	2,174	1.8
カラス	野菜(スナップエンドウ)	133	0.01
	果樹(たんかん)	53	0.06
	いも類	90	0.08
	小計	276	0.15
スズメ	稲	166	0.16
ハト	野菜(スナップエンドウ)	93	0.01
キジ	いも類(サツマイモ)	35	0.02
カモ	稲	21	0.02
ヒヨドリ	野菜(ブロッコリー)	16	0.01
	合計	2,781	2.17

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

シカ 数年前までは、町の北部地域で被害が確認されていたが最近では、町内全域に及んでいる。 さとうきびの新芽の食害(2月～5月)、甘藷の苗床食害及び植え付け後から収穫(5月～11月)までの食害、水稻においては植え付け後の苗の引
--

き抜き（春先）、収穫前の食害、また、近年では野菜類にも被害が及んでいる。

以前から被害のあった星原・増田地域では、侵入防止柵等により被害防止対策を行っているが、生息地域の拡大（南部地域）により、これまで被害の少なかった地域でも被害が増加している。

#### カラス

甘藷の種芋伏せ込み後の掘り起しにより植え付けが遅れ、反収減の被害が発生している。また、マルチを破る、定植した苗を引き抜くなどの被害が目立っている。ほかにも、野菜類(スナップエンドウ)、果樹類については、食害により出荷できない被害が出ている。

#### スズメ

稲の収穫期に食害が発生している。

#### ハト

町内において、スナップエンドウの収穫期に食害など傷をつけられ出荷できない被害が発生している。

#### キジ

甘藷の種芋伏せ込み後の掘り起しにより作付が遅れ、反収減となっている。

#### カモ

町内水田地帯において、稲の植付期から生育期にかけて食害が発生している。

#### ヒヨドリ

町内において、ブロッコリーのほか農産物全体に食害が発生する。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）	
シカ	2,174 千円	1.8ha	1,522 千円	1.26ha
カラス	276 千円	0.15ha	193 千円	0.11ha
スズメ	166 千円	0.16ha	116 千円	0.11ha
ハト	93 千円	0.01ha	65 千円	0.01ha
キジ	35 千円	0.02ha	25 千円	0.01ha
カモ	21 千円	0.02ha	15 千円	0.01ha
ヒヨドリ	16 千円	0.01ha	11 千円	0.01ha
合計	2,781 千円	2.17ha	1,947 千円	1.52ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>保有免許に合わせてシカ、カラス、カモの捕獲活動を依頼。 捕獲報奨金の助成 (猟友会捕獲報奨金)</p> <p>シカ 成獣 7,000 円/頭(町費) シカ 幼獣 1,000 円/頭(町費) カラス 600 円/羽(町費) カモ 600 円/羽(町費)</p> <p>(鳥獣被害対策実践事業(緊急捕獲活動支援事業)補助金)</p> <p>シカ 成獣 7,000 円/頭(国費) シカ 幼獣 1,000 円/頭(国費) カラス 200 円/羽(国費) カモ 200 円/羽(国費)</p> <p>国庫事業(推進事業) 令和3年度 狩猟免許事前講習会助成3人分 くくりわな購入費 66基 令和4年度 くくりわな購入費 70基 令和5年度 くくりわな購入費 123基</p>	<p>捕獲従事者の高齢化・減少傾向が懸念されることから、捕獲従事者の確保が必要である。</p> <p>現状の捕獲従事者は、大半が会社員等であり、有害鳥獣捕獲の実施が休日に限られ、捕獲の要望に応えられないことから、今後、効率的で確実な実施が図られるよう体制の整備を図る必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>侵入防止柵の設置・管理 令和3年度 県補助事業(国庫事業)</p> <p>電気柵：屋久津 3,551m×5段 (17,755m) 電気柵：阿高磯 1,707m×5段 (8,535m) 電気柵：牧川 1,848m×5段 (9,240m) 電気柵：牧川2 1,315m×5段 (6,575m) 電気柵：竹之川 3,202m×5段 (16,010m)</p>	<p>団地的な設置を推進し、効果的な対策が図られるよう話し合い活動等を推進する必要がある。</p> <p>捕獲従事者の減少のため要望に応えられないことから、今後、確実な実施が図られるよう体制の整備を図る必要がある。</p>

	<p>市町村独自事業 シカ侵入防止対策事業 鹿ガードネット 2,700m</p> <p>令和4年度 県補助事業(国庫事業) 電気柵：上之城 2,095m × 5 段 (10,475m) 電気柵：竹之川 3,230m × 5 段 (16,150m) 電気柵：増田 2,111m × 5 段 (10,555m) 電気柵：中田 2,910m × 5 段 (14,550m) 電気柵：塩屋 10,385m × 5 段 (51,925m) 電気柵：屋久津 5,220m × 5 段 (26,100m) 電気柵：牧川 2,015m × 5 段 (10,075m) 電気柵：竹之川 1,570m × 5 段 (7,850m) 金網柵：増田 3,146m</p> <p>市町村単独事業 シカ侵入対策事業 シカガードネット 1,800m</p> <p>令和5年度 電気柵：砂中 2,939m × 5 段 (14,695m) 電気柵：屋久津 1,562m × 5 段 (7,810m) 金網柵：増田 2,383m</p> <p>市町村単独事業 シカ侵入対策事業 シカガードネット 300m</p>	
生息環	・ 追上、追い払いの実施。	野生鳥獣を寄せ付けない環境

境管理 その他 の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害防止計画の関係書類の全戸配布による周知。</li> <li>・電気柵周辺の定期的な管理。</li> </ul>	<p>づくりのため、鳥獣被害対策実施隊と連携を図り、農作物残さの適正処理及び管理指導を地域ぐるみで行い、地域での寄せ付けない活動を実施する。</p>
-------------------	---	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

令和7年度からの被害防止計画を策定するにあたり、被害軽減目標を令和5年度被害が確認された被害額2,781千円、被害面積2.17haの30%減である、被害額1,947千円、被害面積1.52haを目標とする。また、目標を達成するために下記項目に重点を置き計画を実行していく。

①効果的な捕獲を実施するため、捕獲従事者の育成・確保を図るとともに、効率的な有害鳥獣の捕獲が行える体制の整備を行う。

②猟友会と協議会が連絡を密に取り合うことで、さらに捕獲活動を強化する。

③集落が主体となった農作物被害防止のための取り組みについて普及啓発を図り、被害軽減に努める。

④令和7年度より開始予定の県広域捕獲活動事業においてシカの集中的な捕獲と被害の軽減に努める。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在、中種子町では、鳥獣被害対策実施隊を農林水産課職員と猟友会の代表に委嘱し結成している。

捕獲活動については、町内の捕獲従事者が担うこととし、今後も捕獲活動を行っていく。

また、現状の捕獲従事者は、大半が会社員等であり、有害鳥獣捕獲の実施が休日に限られ、捕獲の要望に応えられないことから、今後効率的で確実な実施が図られるよう体制の整備を図る必要がある。そのため、農家等を中心に狩猟免許取得を推進し、農地の自己防衛及び捕獲従事者の育成・確保を行う。

また、銃猟での捕獲を行う者については、被害が増加している地域での捕獲を行うようお願いをする。(中種子町猟友会 15人)

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	シカ	有害捕獲事業の取り組み及び猟友会と連携し、捕獲技術講習会を開催する。また、広報誌等を活用し狩猟免許の取得推進を図り、担い手の育成・確保を図る。
令和8年度	カラス スズメ ハト	
令和9年度	キジ カモ ヒヨドリ	

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
① シカ

<p>過去の捕獲頭数は、令和3年度1,012頭、令和4年度748頭、令和5年度745頭となっている。</p> <p>捕獲頭数は減少しているものの農作物等の被害は町内全域となっていることから、直近の捕獲実績を鑑み、令和7年度～9年度の捕獲計画数を1,000頭とする。</p> <p>② カラス</p> <p>過去の捕獲頭数は、令和3年10羽、令和4年15羽、令和5年45羽となっている。令和3年度～5年度の捕獲計画数を年間250羽としていたが、捕獲頭数は3年間で70羽であったため、目標に対しかい離していることから、令和7年度～9年度の捕獲計画数を年間100羽とする。</p> <p>③ その他鳥類（カモ、スズメ、ヒヨドリ、ハト、キジ）</p> <p>過去、捕獲は行っていなかったが農作物等への被害があり、捕獲依頼されるため、今期計画から鳥類別に年間捕獲計画数を50羽とし、必要に応じた有害鳥獣捕獲を行う。</p> <p>④</p> <p>⑤</p>
--

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	7年度	8年度	9年度
シカ	1,000	1,000	1,000
カラス	100	100	100
スズメ	50	50	50
ハト	50	50	50
キジ	50	50	50
カモ	50	50	50
ヒヨドリ	50	50	50

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>シカについては、中種子町内全域において、銃器・くくりわな・箱わなにより捕獲を通年で実施。</p> <p>カラスについては、中種子町内全域において、銃器・捕獲箱により捕獲を通年で実施。</p> <p>カラス除くその他鳥類については、中種子町内全域において、銃器による捕獲を通年で実施。</p>
--

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	7年度	8年度	9年度
シカ(国庫事業)	電気柵 10,000m (5段 50,000m)	電気柵 10,000m (5段 50,000m)	電気柵 10,000m (5段 50,000m)
シカ(国庫事業)	金網柵 2,000m	金網柵 2,000m	金網柵 2,000m
シカ(町単事業)	ネット柵 3,000m	ネット柵 3,000m	ネット柵 3,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
シカ	受益者に定期的な侵入防止柵の見回りと草払い等、適		

	切な維持管理をしてもらうよう本人へ直接指導を行う。
--	---------------------------

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	シカ	○侵入防止柵設置の推進・管理指導 ○農作物残さ処理の適正な処理の啓発 ○町広報誌を活用した被害防止対策の普及
令和8年度	カラス スズメ	
令和9年度	ハト キジ カモ ヒヨドリ	

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

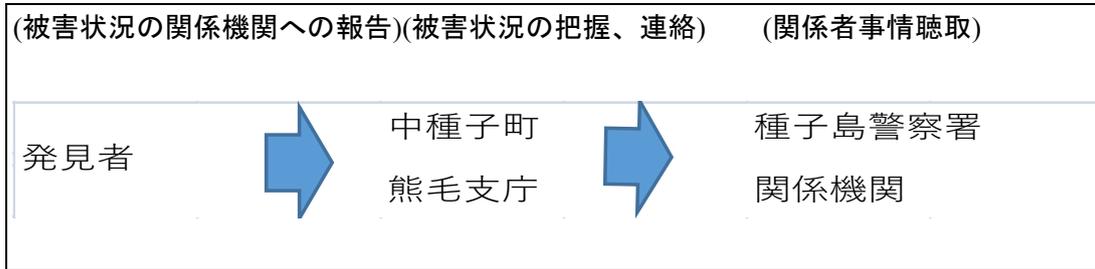
関係機関等の名称	役割
中種子町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害等の情報収集</li> <li>・町民に対する周知</li> <li>・関係機関の連絡調整</li> <li>・捕獲等被害対策の指示(許可)及び実施</li> </ul>
熊毛支庁農政普及課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令及び被害防止対策の指導及び助言</li> </ul>
種子島警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の安全の確保(避難等の勧告)</li> <li>・銃器使用の捕獲時の指導及び助言</li> <li>・被害の発生や加害鳥獣の出没等に関する情報提供</li> </ul>
鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害発生及び加害鳥獣の出没等の情報提供</li> </ul>
中種子町猟友会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害鳥獣の緊急捕獲</li> </ul>

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設処分または食用利用（自家消費）

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	狩猟者による自家消費
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	中種子町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
中種子町役場農林水産課	協議会事務局を担当，各機関の連絡，情報提供
鳥獣保護員	有害鳥獣の生息状況等の情報提供
中種子町猟友会	有害鳥獣捕獲を実施
中種子町農業委員会	農業被害の情報収集
中種子町きび甘藷振興会	農業被害の情報収集
中種子町自治子民間連絡協議会(7校区)	地域での鳥獣被害防止に関すること及び鳥獣被害の情報収集
種子屋久農業協同組合	被害防止の技術指導・情報収集
種子島警察署	従事者への銃器等使用の安全管理の指導
屋久島森林管理署	国有林に関する情報提供
熊毛支庁農政普及課	有害鳥獣捕獲や被害防止柵に関する技術指導

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県農政部	有害鳥獣関連情報と被害防止技術の情報提供

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：平成25年2月1日 構成：町職員5人(うち狩猟免許保持者1人)、民間隊員5人(うち狩猟免許保持者5人(農業者3人、会社員等2人) ※令和6年度現在 活動内容：対象鳥獣の捕獲、追い払い活動や侵入防止柵の設置の推進、被害防止対策に係る啓発を行う。
---

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

中種子町鳥獣被害対策協議会が猟友会と連携し、地域での被害防止対策等の研修会を開催し、被害対策についての普及啓発を図り、農家等が主体となった取組を推進する。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

中種子町鳥獣被害対策協議会が関係機関と連携し、情報交換、現地指導を行う。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成 21 年度（1 期）	平成 22 年 4 月 6 日
平成 24 年度（2 期）	平成 25 年
平成 27 年度（3 期）	平成 28 年
平成 30 年度（4 期）	平成 31 年
令和 3 年度（5 期）	令和 4 年
令和 6 年度（6 期）	令和 7 年 4 月 28 日